

令和7年度 第7回教育本部理事会

令和7年（2025年）5月29日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5 3 1</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. 公認スキーパトロール検定規程第 12 条に基づき、公認スキーパトロール検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第 6 条で定めた事業年度 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までをいう。</p> <p>3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法 スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p>(1) 実技テスト ○基礎種目テスト実施要領 別表①のとおりとする。 ○搬送種目テスト実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>(2) 理論テスト 出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。所要時間は 60 分を原則とする。</p> <p>(3) 採点基準・合否判定方法 テストの採点基準は次のとおりとする。 ○実技テストは、1 種目あたり 100 ポイントとし、検定員 3 名の評価の平均値（小数一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイント以上を合格とする。</p> <p>○理論テストは、100 点満点とし、60%以上を合格とする。 ○総合判定は、同一年度内において、実技テスト、理論テストの両方を合格した場合、合格となる。</p> <p>(4) 養成講習 ① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学习 17 時間とし、加盟団体が実施する。 ○理論講習 15 時間（集合講習 6 時間、自主学习 9 時間） ○実技講習 22.5 時間（集合講習 14.5 時間、自主学习 8 時間） ○実施要領は、別表③④⑤⑥のとおりとする。</p> <p>② 養成講習会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会又はスキーパトロール技術員研修会を修了した者 ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</p>	<p style="text-align: center;">5 3 1</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. 公認スキーパトロール検定規程第 12 条に基づき、公認スキーパトロール検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第 6 条で定めた事業年度 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までをいう。</p> <p>3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法 スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。</p> <p><u>4. 実技テストは、基礎種目テスト（スキー又はスノーボード）、搬送種目テスト（スキー又はスノーボード）からなり、受検者は、スキー又はスノーボードのいずれかを受検申込時に選択し受検する。理論テストは、スキー・スノーボード共通とする。</u></p> <p>(1) 実技テスト ○基礎種目テスト <u>（スキー又はスノーボード）</u> 実施要領 別表①のとおりとする。 ○搬送種目テスト <u>（スキー又はスノーボード）</u> 実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>(2) 理論テスト 出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。所要時間は 60 分を原則とする。</p> <p>(3) 採点基準・合否判定方法 テストの採点基準は次のとおりとする。 ○実技テストは、<u>基礎種目テスト（スキー又はスノーボード）、搬送種目（スキー又はスノーボード）の各種目において</u>、1 種目あたり 100 ポイントとし、<u>各種目の</u>検定員 3 名の評価の平均値（小数一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイント以上を合格とする。 ○理論テストは、100 点満点とし、60%以上を合格とする。 ○総合判定は、同一年度内において、実技テスト、理論テストの両方を合格した場合、合格となる。</p> <p>(4) 養成講習 ① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学习 17 時間とし、加盟団体が実施する。 ○理論講習 15 時間（集合講習 6 時間、自主学习 9 時間） ○実技講習 22.5 時間（集合講習 14.5 時間、自主学习 8 時間） ○実施要領は、別表③④⑤⑥のとおりとする。 ② 養成講習会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会又はスキーパトロール技術員研修会を修了した者 ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。</p> <p>5. 実施要領の別表①②③④⑤⑥については、当該年度の開催要</p>	<p>スノーボードでも受検できるように改正（段落番号追加）</p> <p>上記 4 の文言との整合性を図る</p> <p>スノーボードでも受検できる</p>

<p>4. 実施要領の別表①②③④⑤⑥については、当該年度の開催要項に定める。</p> <p>5. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61年 8月 改訂 昭和 63年 5月 改訂 平成 5年 6月 26日 改正 平成 14年 11月 5日 改正 平成 15年 11月 7日 改正 平成 23年 9月 20日 改正 平成 24年 9月 26日 改正 平成 25年 8月 9日 改正 平成 29年 7月 15日 改正 平成 30年 12月 13日 改正 令和元年 12月 11日 改正 令和 5年 4月 20日 改正 令和 5年 7月 5日 改正 令和 6年 6月 21日 改正</p>	<p>項に定める。</p> <p>6. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61年 8月 改訂 昭和 63年 5月 改訂 平成 5年 6月 26日 改正 平成 14年 11月 5日 改正 平成 15年 11月 7日 改正 平成 23年 9月 20日 改正 平成 24年 9月 26日 改正 平成 25年 8月 9日 改正 平成 29年 7月 15日 改正 平成 30年 12月 13日 改正 令和元年 12月 11日 改正 令和 5年 4月 20日 改正 令和 5年 7月 5日 改正 令和 6年 6月 21日 改正 <u>令和 7年 5月 29日 改正</u></p>	<p>ように4.を追加したため、番号繰り下げ</p>
---	---	----------------------------